

| 令和2年度 あさぎり町議会第10回会議会議録（第21号）                                      |                      |                     |       |               |       |       |
|---|----------------------|---------------------|-------|---------------|-------|-------|
| 招集年月日   | 令和2年12月8日            |                     |       |               |       |       |
| 招集の場所   | あさぎり町議会議場            |                     |       |               |       |       |
| 開閉会日時<br>及び宣告   | 開議                   | 令和2年12月11日 午前10時00分 |       |               | 議長    | 徳永正道  |
|   | 散会                   | 令和2年12月11日 午後3時46分  |       |               | 議長    | 徳永正道  |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに<br>欠席議員<br>出席 15名<br>欠席 1名<br>○出席 △欠席<br>×不応招 | 議席番号                 | 氏名                  | 出欠等の別 | 議席番号          | 氏名    | 出欠等の別 |
|   | 1                    | 小谷節雄                | ○     | 8             | 山口和幸  | ○     |
|   | 2                    | 岩本恭典                | ○     | 9             | 永井英治  | ○     |
|   | 3                    | 難波文美                | ○     | 10            | 皆越てる子 | ○     |
|   | 4                    | 加賀山瑞津子              | ○     | 11            | 小見田和行 | ○     |
|   | 5                    | 橋本誠                 | ○     | 12            | 溝口峰男  | ○     |
|   | 6                    | 小出高明                | ○     | 13            | 森岡勉   | ○     |
|   | 7                    | 豊永喜一                | ○     | 14            | 徳永正道  | ○     |
| 議事録署名議員   | 6番 小出高明 7番 豊永喜一      |                     |       |               |       |       |
| 出席した議会書記  | 事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一 |                     |       |               |       |       |
| 地方自治法第121<br>条により説明のた<br>め出席した者の職<br>氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×           | 職名                   | 氏名                  | 出欠等の別 | 職名            | 氏名    | 出欠等の別 |
|   | 町長                   | 尾鷹一範                | ○     | 教育長           | 米良隆夫  | ○     |
|   | 副町長                  | 加藤弘                 | ○     | 教育課長          | 出田茂   | ○     |
|   | 総務課長                 | 土肥克也                | ○     | 会計<br>管理者     | 田中伸明  | ○     |
|   | 企画財政<br>課長           | 船津宏                 | ○     | 農林振興<br>課長    | 万江幸一朗 | ○     |
|   | 税務課長                 | 那須正吾                | ○     | 商工観光<br>課長    | 北口俊朗  | ○     |
|   | 町民課長                 | 深水昌彦                | ○     | 建設課長          | 大藪哲夫  | ○     |
|   | 生活福祉<br>課長           | 山内悟                 | ○     | 上下水道<br>課長    | 林敬一   | ○     |
|   | 高齢福祉<br>課長           | 木下尚宏                | ○     | 農業委員会<br>事務局長 | 山本祐二  | ○     |
|   | 健康推進<br>課長           | 松本良一                | ○     |               |       |       |
| 議事日程  | 別紙のとおり               |                     |       |               |       |       |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり               |                     |       |               |       |       |

## 議事日程（第21号）

- 日程第 1 議案第48号 あさぎり町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 2 議案第49号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第 5 議案第52号 あさぎり町ふれあい福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第53号 あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第62号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 8 議案第54号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第 9 議案第55号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第56号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第57号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第7号）について
- 日程第12 議案第58号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第59号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第60号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第61号 あさぎり町おかどめ幸福販売店の指定管理者の指定について
- 日程第16 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」について
- 日程第19 発議第 7号 「農業用廃ビニール等処理加工施設設置反対に関する要望書」について
- 追加日程第1 議案第63号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第15号）について
- 追加日程第2 報告第19号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第48号 あさぎり町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 2 議案第49号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第 5 議案第52号 あさぎり町ふれあい福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第53号 あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第62号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

- 日程第 8 議案第 54 号 令和 2 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 14 号）について
- 日程第 9 議案第 55 号 令和 2 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 56 号 令和 2 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 57 号 令和 2 年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 12 議案第 58 号 令和 2 年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 59 号 令和 2 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 60 号 令和 2 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 61 号 あさぎり町おかどめ幸福販売店の指定管理者の指定について
- 日程第 16 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」について
- 日程第 19 発議第 7 号 「農業用廃ビニール等処理加工施設設置反対に関する要望書」について
- 追加日程第 1 議案第 63 号 令和 2 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 15 号）について
- 追加日程第 2 報告第 19 号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

## 午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は 14 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第 1 議案第 48 号

◎議長（徳永 正道君） 日程第 1、議案第 48 号、あさぎり町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例案の条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第 48 号、あさぎり町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。では議案第 48 号について説明申し上げます。本改正は地方税法に規定する延滞金等の特例規定の改正によるものでございます。改正する五つの条例を一括して改正するものであり、説明も一括して総務課が説明いたします。2 ページをお願いいたします。今回改正する条例は、それぞれ条建てで改正するものでございまして、第 1 条、あさぎり町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正。第 2 条、あさぎり町介護保険条例の一部改正、第 3 条、あさぎり町下水道条例の一部改正。次のページをお願いいたします。第 4 条、あさぎり町下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正、第 5 条、あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、計 5 本、五つの条例を改正するものでございます。改正内容は次ページの新旧対照表で説明いたします。このページはあさぎり町税外収入金の

督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正の新旧対照表でございます。今回の一部改正は、当該条例附則第4項に規定する延滞金の場合等の特例において、延滞金の割合の基準として、地方税法から引用する特例基準割合が、延滞金特例基準割合に改めたことにより同様の改正を行うものでございます。なお、ほかの四つの条例についても同様の改正を行うものであり、新旧対照表は次ページからそれぞれ添付しているものでございます。3ページにお戻りください。最下段附則でございます。この条例の施行日は、地方税法の施行日である令和3年1月1日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

## 日程第2 議案第49号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第49号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第49号あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。認可地縁団体に対する減免及び減免申請手続の申請にかかわる事務負担の軽減のため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。おはようございます。それでは議案第49号について御説明申し上げます。今回の改正は、町内の行政区が認可地縁団体となった場合の法人町民税及び公民館などの固定資産税を減免できるようにするための条例の整備を行ったものです。新旧対照表で御説明申し上げます。3ページをお願いいたします。左側が現行で右側が改正後案でございます。町民税の減免、第51条第1項第4号の次に、第5号として認可地縁団体を新たに減免対象として追加したものです。中ほどの同条第2項は、減免申請書の提出について規定されているもので、前年度において減免を受けたもので、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと町長が確認できる場合はこの限りでないということで、2年目以降の減免申請を免除する規定を設けたものでございます。下の第71条、固定資産税の減免についても、先ほどの改正同様に、2年目以降の減免申請を免除する規定を設けたものでございます。2ページをお願いいたします。附則でこの条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第50号

◎議長(徳永 正道君) 日程第3、議案第50号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第50号。あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 税務課長。

●税務課長(那須 正吾君) はい。それでは、議案第50号について御説明申し上げます。今回の改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金控除が10万円減額されることに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするための改正でございます。新旧対照表で御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。中ほどの第23条第1号、次ページまで続きますが、軽減判定所得の算定基準になります。基礎控除額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の合計数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額が控除額に加算されるものです。6ページをお願いいたします。上から2行目の第2号及び次ページをお願いいたします。上から5行目の第3号については、先ほどと同様に軽減判定所得の判定基準である基礎控除額、現行33万円を43万円に増額されたものと、給与所得者と年金所得者の合計数から、一を減じた数に10万円を乗じていた金額が控除額に加算されるものでございます。次ページをお願いいたします。中ほどの附則の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例は、軽減判定の場合に、65歳以上の公的年金所得者の年金所得控除額にさらに15万円が加算されるもので、法改正に合わせて条例の整備をするものでございます。3ページをお願いいたします。この条例は令和3年1月1日から施行となります。なお改正後のあさぎり町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第51号

◎議長(徳永 正道君) 日程第4、議案第51号、あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第51号、あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(山内 悟君) おはようございます。議案第51号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律及び施行例が改正されたことに伴い、当町における関係条例の一部を改正するものです。3ページの新旧対照表をご覧ください。第15条の第3項が、今回の改正により追加変更される部分で、償還金の支払い猶予については、法第13条及び施行例第12条、償還免除は法第14条第1項、報告等は法第16条、一時償還は施行例第8条、違約金については、施行例第9条で規定されるものです。最後にこの条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第52号

◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第52号、あさぎり町ふれあい福祉センター条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。議案第52号あさぎり町ふれあい福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町ふれあい福祉センター改修に伴う新規運用のため、本条例の全部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(山内 悟君) それでは、議案第52号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、ふれあい福祉センターの改修に伴う施設の新規運用のため条例の全部を改正するものです。2ページをご覧いただきたいと思います。あさぎり町ふれあい福祉センター条例、第1条、設置、この条例は、町民の健康と福祉の増進にかかる福祉の拠点及び交流と憩いの場の提供を図ることを目的として、あさぎり町ふれあい福祉センターを設置することとしております。第2条の名称及び位置でございますが、名称はあ

さざり町ふれあい福祉センター、位置は、あさざり町岡原北929番地となります。第3の事業でございますが、1地域住民交流事業、2保健福祉活動事業、3地域文化活動事業、4その他地域福祉の向上のために町長が必要と認める事業を行うこととしております。第4条、職員、福祉センターの事業内容に応じ必要な職員を置くことができるとしております。第5条、休館日、福祉センターの休館日は12月の29日から翌年の1月3日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、休館日に開館し、または臨時に休館日を定めることができるとしております。第6条の利用時間ですが、6ページの別表第1のとおり、午前9時から午後10時までとしております。ただし、町長が必要と認めるときは、時間外に利用することができるとしています。第7条、利用の許可等は、福祉センターを利用しようとする者はあらかじめ町長の結果を受けなければならないとしています。第2項で利用可能な施設は、原則として6ページの別表第1に規定する施設としています。第3項では、利用申請書による許可、次の3ページ第4項では、利用する者は、町長が指示した事項を遵守し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならないとしています。第5項では、利用許可の取り消し、変更、中止をさせることができるという規定をしておきます。第8条、使用料です。6ページの別表第1に定めています。必要と認めるときは、第2項で減額または免除できるとしています。第3項では、使用料の返還、還付について規定をしています。第9条では、指定管理者による管理について規定しています。施設の管理運営については、法人その他の団体であって、町長が指定する者に行わせることができるとしています。第2項では、当該指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認をえて休館日を変更し、もしくは別に定め、または利用時間を変更することができる。第3項では、読みかえの規定、第4項、第5項では許可について規定しています。第10条、指定管理者の業務は(1)から(4)のとおりとしています。第11条、利用料金制は、施設の管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金について規定しています。第12条では現状回復義務、第13条には損害賠償の義務、第14条に規則への委任、第15条に過料について規定しています。6ページをご覧くださいと思います。別表となります。スペースごとの使用可能時間、使用料について示しています。使用可能時間は9時から22時まで、使用料は1時間当たりの額を規定しています。営利目的での使用の場合は下段の額となります。付記としまして4項目を表記しています。5ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するとしています。また、経過措置としましてこの条例の施行の日の前日までに、現に改正前のあさざり町ふれあい福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。この条例の公布の日から令和3年3月31日までの間において第9条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、あさざり町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、指定管理候補者の選定を行うことができるとしています。7ページ以降は改正前の条例を添付しています。以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員(4番 加賀山 瑞津子さん) すいません、1点だけ確認をさせてください。ふれあい福祉センター条例の第3条の2項に生活支援ハウスの項目がございますが、今までは高齢者のみの利用ということでしたが、今回からは使える事業っていうのが拡大されたということでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(山内 悟君) はい。前条例では生活支援ハウスということで規定しておりましたが、今回生活支援ハウスはなくなるといいますか3部屋だけは確保しておりますが、そこは一般町民の方がこう使用料を払って使用するという施設ではありません。それで保健福祉活動事業、その他の活動で使えるというこ

とで、特に生活支援ハウスの部分については今回の条例では規定しておりません。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。すいません、今日の説明の中に条例のほうが付添されておりましたのでちょっとお伺いしたけでするので、すいません。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 1点お尋ねです。この施設が営利目的で使用する場合に、これは第3条においてですね、地域社会福祉の向上のために1から4ありますけど、あくまでもこれを目的とする営利目的のことならば許可するっていうことで理解してよろしいですかね。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。営利目的、そうですね。例えば映写会とそういうことも関係するかもしれないけども、この規定に目的と沿うものというふうを考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。8条の2項、前項の規定において町長が必要と認めた場合は使用料を減額または免除することができる。ここに免除の使用料のですね、減額また免除規定がございせん。必要と認めた場合を14条の委任でですね、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。町長が別に定める要綱なり何なりですね減額とか免除を認めるケースが出てくるかと思ひますが、そういったものも既に整備されておるのでしょうか。と申しますのは、これ指定管理を前提と申しせんけど、ある程度想定をされているような部分が条例の制定についてはございせんので、指定管理者がですね今度は町長にかわってそういうことをする、される場合にですね、その付近が明記と申しますか、明確になっていないとなかなか判断が、この指定管理者がですね、そこの判断が一つ一つ町長と協議するというわけにはいかないと思ひますので、その辺の整理ができていのかどうかだけ確認をお願いしたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。例えば使用料の減免関係につきましては、あさぎり町ふれあい福祉センター条例施行規則のほうで定めるといふふうにしております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。それが既に整備されているのかどうかを確認をさせてください。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。規則につきましては、準備をしておるといふところで、この条例の制定の後に制定するといふことにしております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5条の福祉センターは12月29日から1月3日までとするといふことで、休館日をですね、その場合町長が認めた場合、必要と認めたときは休館休館日に閉鎖し、また、臨時に休館日を定めることができるという項目がありますが、確認なんですけど、災害とかそういうことが起こった時のことなんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。通常年末にはもう閉めるといふことにしておりますが当然災害等もいつ起こるかわかりせんので、そういうときには当然開館するといふことと、時間につきましても当然災害に対しても対応できる施設といふふうを考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。質疑ありせんか。

（「なし」の声あり）



◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第53号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第53号、あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第53号、あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。おはようございます。それでは議案第53号につきまして説明いたします。今回の条例改正につきましては、省令の一部改正によるものであります。新旧対照表により説明させていただきます。現行、改正後とあります。この中で引用省令がありますけれども、下線部になります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令に題名が改正されております。なお、現行におきまして本町におきましては、現行の下線分を読んでいただきますと、法律第20条、そして省令第3条となっておりますが、これにつきましては平成29年9月の改正の時に改正漏れがございましたので、今回あわせて法律第2条と省令第2条に改正するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するという事です。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第62号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第62号、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第62号、あさぎり町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当の

支給について、一般職の職員との均衡を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。議案第62号について御説明いたします。今回の改正は、期末手当の支給基準日において、育児休業している会計年度任用職員に一般職と同様に基準日前6カ月の期間に勤務した期間がある場合は支給することができるよう改正するものでございます。改正カ所は新旧対照表により説明をいたします。3ページをお願いいたします。第7条に規定する育児休業をしている職員の期末手当等の支給において、第1項の期末手当の支給対象者から除外する会計年度任用職員を削り、第2項の勤勉手当は、本来会計年度任用職員には支給されない手当でございますが、除外規定を明文化することによりその取り扱いを明確にするものでございます。2ページにお戻りください。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、基準日である令和2年12月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第54号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第54号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第14号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第54号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第14号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第14号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億736万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億500万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） それでは、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第14号について御説明いたします。2ページをお願いいたします。第1条第2項から朗読させて説明いたします。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費第2条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。債務負担行為の補正。第3条債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。今回の補正は、主に、強い農業担い手づくり総合支援交付金、給与改定に伴う人件費の財政措置、並びに繰越明許費9件と44業務の債務負担行為を追加するものです。次に7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。今回は9事業6億5,864万1,000円となっております。次に8ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。8ページから10ページにかけて全部で44業務を計上をして

おります。全体として今回の債務負担行為の追加は、来年度事業及び来年度以降の事業について新年度からの業務開始に合わせて準備行為が必要となり、今年度中に契約まで終了させる必要がある案件を計上をしているものでございます。企画財政課分につきましては、このページの番号の7番から12番までとなっております。番号7の固定資産台帳システム保守業務については、ソフトウェアを年度初日に保守業務委託契約締結の必要があるため、番号8の総合行政システム機器保守業務の中間サーバー接続環境機器保守については、令和3年度からシステム変更に伴い契約額が増額するため、令和3年度と4年度の2年間の債務負担行為設定を行うものです。番号9から番号12までは、ふるさと寄附対策事業の受付業務や管理システム業務について安定的な役務の提供を確保するため債務負担行為を行うものです。このうち番号10から番号12の受付業務の限度額につきましては、寄附額のそれぞれ5%、9%、12%相当額及び消費税となります。次に11ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。上の枠で追加が1事業、690万円。下の枠変更が5事業で合計額6億1,450万円を6億4,150万円に変更するものです。なお補正後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。詳細については、担当課から各事業の歳入の際に説明をいたします。次に14ページをお願いいたします。企画財政課所管分について御説明いたします。歳入です。上から2番目の枠で、目1地方交付税の普通交付税は、今回の補正予算の財源調整をするものです。特別交付税は、強い農業担い手づくり総合交付金の町負担分、失礼しました。、強い農業担い手づくり総合交付金分を計上しております。次に15ページをお願いいたします。上から2番目の枠の上の欄目1総務費国庫補助金の節3特別定額給付金給付事業補助金につきましては、特別定額給付金給付事業費の確定による減額です。その下の欄、節5地方創生臨時交付金は、今回の補正で予算化する地方創生臨時交付金の事業費分です。次に17ページをお願いいたします。上から3番目の枠で目1指定寄附金は、ふるさと寄附金で、寄附額の伸びによるもので5,000万円の増額補正を計上し、合計2億円の見込みとするものです。1番下の枠の下の欄、目3雑入で説明欄の2番目にありますスマートインターチェンジ協議会負担金返還金です。令和元年8月10日に開通しました球磨人吉スマートインターチェンジ整備促進協議会の残金が出たため令和2年度からは維持管理のみを行う協議会となったため、負担金の残金を市町村に返還し、令和2年度からの運営費は負担金として別途徴収していくこととなった分です。次に20ページをお願いします。歳出です。上から3段目の欄、目4財政管理費の旅費と負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルスの影響による研修中止等による減額分です。その二つ下の欄目7企画振興費は、人事異動による増額で、人件費につきましては総務課からあと説明がありますので省略させていただきます。1番下の欄、目14基金費の節24積立金、ふるさと基金積立金につきましては、歳入で御説明しましたふるさと寄附の伸びによる5,000万円増額見込みと計上をさせていただいておりますので、これを受けて基金積立金に計上しております。次に21ページをお願いいたします。1番上の欄目17ふるさと寄附対策費ですが、先ほど説明しましたふるさと寄附金の5,000万円増額見込みに伴い、ふるさと寄附対策事業に関する節7報償費から節12委託料について御禮品や発送業務手数料、三つのポータルサイトの業務委託料についてそれぞれの率に応じた相応分の増額補正を行うものです。二つ下の欄、目22特別定額給付金給付事業費の節1報酬から節18負担金補助及び交付金までの減額につきましては、事業終了による確定分です。次にその下の欄、目23生活応援給付金給付事業費は、給与改定による会計年度任用職員の減額分です。次に35ページをご覧ください。下から二つ目の枠、目1予備費です。7月豪雨災害分の需要額確定に伴う減額です。災害対応の残の見込みとそれから新型コロナウイルス感染症対策等を今後勘案をいたしまして800万円程度の残額とするものです。企画財政課分については以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 続きまして総務課所管分を説明申し上げます。まず8ページ、第3表債務負担

行為補正でございます。総務課所管分といたしましては、番号1から番号6までとなります。まず番号1は、議会会議のライブ及び録画映像を常時配信するシステムの保守管理業務、番号2は、本町の公共施設の基本情報を蓄積管理し分析評価するためのシステムの保守業務、番号3は、旧上村、旧岡原村及び旧須恵村庁舎並びに旧須恵中学校に設置する自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を常時確保するために電気保安法人に委託するもの。番号4及び番号5は、上支所及び岡原支所の複合機の更新を5年間の賃借により行うもの。番号6は防災ラジオの送信局及び配信局機器の保守管理を5年間の複数年契約を行うものでございます。いずれも年度初日から実施する必要があり、前年度中に契約等準備行為を行うため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。次に16ページをお願いいたします。歳入でございます。三つ目の枠、最上段の目1総務費県補助金で、権限移譲事務交付金でございます。この交付金につきまして令和2年度分が決定をしたことにより交付額に合わせ補正を行うものでございます。歳入は以上で終わります。次に歳出を説明いたします。19ページをお願いいたします。まず、今回の補正では、給与費について議会議員、町長、副町長及び教育長並びに再任用職員を除くすべての一般職、したがって任期付職員、会計年度任用職員も含む一般職の職員の期末手当の支給率を0.05月引き下げる改定が行われたことにより、期末手当の減額、共済費への影響分、合わせて議会期末手当では、改選による在職期間による減算、一般職員の職員の人事異動、諸手当の支給要件の異動による変更等支給実績と今後の支給見込みにより補正を行うものでございます。このことから、人件費を計上するすべての科目において所要額を補正するものであり各科目での説明は省略させていただきます。なお、特別会計においても同様に補正していることから特別会計での給与費の説明も省略させていただきます。次に、給与費以外の説明を総務課所管分を行います。まず、1枠目の目1議会費、節8旅費では、コロナウイルス感染症対策による会議、研修の中止または縮小による議員費用弁償及び事務局職員普通旅費の不用額を減額するものでございます。2枠目の目1一般管理費は、節8旅費において産業医の費用弁償を増額補正いたします。これは、令和2年7月豪雨災害対応により相当に時間外勤務を行った職員に対する産業医の面接指導を現予算により緊急的に実施したことから、今後の面接指導に要する額を補正するものでございます。次の行の普通旅費は、コロナウイルス感染症対策により不参加とした自治大学校等、中央研修に係る旅費を減額するものでございます。次ページをお願いいたします。最上段、節12委託料は、役務の提供である区長業務委託料に対する消費税額分の増額と委託料確定による不用額の減額を計上しているものでございます。次の節13使用料及び賃借料及び節18負担金補助及び交付金並びに目6財産管理費の節10需用費は、新型コロナウイルス感染症対策による不用額を下から2段目の目11交通安全対策費は、交通指導員業務委託料を区長業務委託料と同様に消費税額分の増額を行うものでございます。22ページをお願いいたします。1番下の枠、目1監査委員費は、町村監査委員全国研修会に係る委員費用弁償と事務局職員の普通旅費を中止により減額するものでございます。31ページをお願いいたします。31ページをお願いいたします。一つ目の枠の目1消防総務費は、消防協会球磨支部事業の消防ポンプ操法大会の中止による負担金を減額し、目2非常備消防費は、年末警戒や出初式の縮小、消防ポンプ放水競技大会等、各種事業の中止による不用額を減額するものでございます。次に給与費明細を説明いたします。36ページをお願いいたします。まず特別職でございます。今回の補正の額は、それぞれ比較の欄に示すとおり長等では期末手当及び共済費、議員では期末手当を減額するものでございます。改定により期末手当の支給率は年額2.6月から2.55月となるものであります。その他の特別職では三つの附属機関の委員の報酬を減額するものでございます。次ページをお願いいたします。一般職におきましても、今回の給与費補正の総額は、総括の表、比較の欄の額のとおりでございます。職員手当の内訳は下表のとおりでございます。次ページをお願いいたします。今回の給与費の補正を事由別に示す表でございます。職員手当における制度改正に伴う増減分は、期末手当支給率引き下げによる減額分の総額を示すものでございます。次ページをお願いいた

します。39ページでございます。このページは、期末手当の支給率を0.05月引き下げたことから、補正前に改定前補正後に改定後の期末勤勉手当の支給率を示しているものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） それでは、税務課所管分について御説明申し上げます。8ページの債務負担行為ですが、13番の固定資産土地評価業務、3年に1度の評価替えのための調査業務等をお願いしております。期間が令和2年度から令和5年度まで限度額2,102万1,000円となります。14ページをお願いいたします。歳入でございますが、最上段枠の町税、市町村民税の個人分です。250万円の補正となります。9月末現在での調定額で、当初予算時よりも増収が見込めるため計上したものです。22ページをお願いいたします。歳出になります。上の枠の目1税務総務費、節の報酬、107万1,000円は、コロナウイルス感染症の影響で今年から申告会場を1カ所で行うに当たり、デマンド交通の無料乗車券の発行業務や申告会場での案内業務などを行う会計年度任用職員の報酬3カ月分と、申告会場へのシャトルバス2台分の運転手の報酬を計上したものでございます。節4の共済費及び節8の旅費は、先ほどの会計年度任用職員の社会保険料及び通勤手当を計上しております。節10需用費の印刷製本費は、デマンド交通無料乗車券の印刷代でございます。節17の備品購入費は、申告会場の飛沫防止のための間仕切り用パーテーションの購入代でございます。節18の負担金補助及び交付金は、デマンド交通無料乗車補助金です。目2賦課徴収費の印刷製本費は、来年度の封筒を本年度中に発注して、令和3年度早々の納付書発送に間に合わせるために計上したものでございます。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。町民課所管分について御説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。債務負担行為補正になります。番号14生ごみ収集運搬業務、番号15生ごみ処理業務になります。ごみの収集日に合わせまして14行政区125カ所からの生ごみと事業所からの生ごみを収集し、堆肥化する事業業務になります。期間を令和2年度から令和3年度としております。次のページをお願いいたします。番号16一般廃棄物収集運搬業務になります。町内286カ所からの可燃物及び、不燃物の収集運搬業務につきまして令和2年度より令和3年度までの債務負担行為をお願いするものです。続きまして16ページをお願いいたします。歳入になります。1枠目、節2国民年金事務委託金になります。令和3年4月1日適用の税制改正に伴いますシステム改修費としまして10万6,000円を増額補正するものです。13ページをお願いいたします。歳出になります。目5国民年金事務費、節12委託料になります。歳入で説明いたしました税制改正に伴いますシステム改修委託料10万6,000円になります。町民課は以上になります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の番号1款3民生費、項2児童福祉費の子ども医療費助成ネット申請システム導入事業につきましては、総合行政システムとの調整や、仕様書の検討協議に時間を要し、委託業務を行うための年度内の十分な期間が確保できないことにより繰り越しするものです。次に番号9款10災害復旧費、

項3厚生労働施設災害復旧費の須恵保育園法面災害復旧事業につきましては、発注事務及び標準工期期間等を考慮しますと、年度内の竣工が困難であることにより繰り越しするものです。次に15ページをお願いいたします。歳入です。2番目の枠で、目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金につきましては、障害者自立支援給付費審査支払いシステムの改修に対する補助金として、補助基本額の2分の1が国から交付されるものです。次に、最下団の枠で目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉費委託金の特別児童扶養手当事務委託金につきましては、特別児童扶養手当事務取扱交付金として国から委託金として交付されるものですが、額の改定として追加交付決定があった分について増額分を計上するものです。次に16ページをお願いいたします。2番目の枠で、目1民生費県負担金、節6救護施設費負担金の保護費負担金につきましては、年金を受給される施設利用者の増加に伴い、利用者の自己負担金が増加し、県からの保護費負担金の減額が見込まれるため、減額補正するものです。3番目の枠で目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る保育園、認定こども園におけるマスク等の消耗品や検温カメラ等の備品購入と、新型コロナ感染の対策の必要経費に対する補助金として事業費が国より県をれるものです。その下、節7救護施設費補助金の救護施設職員への慰労金給付事業補助金につきましては、9月の補正予算第11号で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施し、福祉サービスの継続に努めている社会福祉施設等の職員への慰労金として救護施設の職員を対象に県から支給されるものとして、1人につき5万円の28名分140万円の補正予算を計上し可決いただいておりますが、本年2月21日時点で施設に勤務しており、4月の人事異動で他の部署異動した2名の職員も対象となり、1人につき5万円の2名分について県より交付されるものです。次に17ページをお願いいたします。最下団の枠で目1民生費納付金、節1救護施設費納付金の自己負担金につきましては、年金を受給される施設利用者の増加に伴い、利用者の自己負担金の増加が見込まれるため増額補正するものです。次の目3雑入、節1雑入の花壇の子供のための教育保育給付費国庫負担金精算金及びその下の県負担金精算金は、令和元年度の実績精算により追加交付されるものです。次に18ページをお願いいたします。1番目の枠で同じく節1雑入の社会福祉協議会運営費補助金返還金は、令和元年度の社会福祉協議会運営費補助金につきまして実績精算により人件費分について返還金を受け入れるものです。2番目の枠で目9災害復旧債、節5民生施設災害復旧債は、須恵保育園法面災害復旧事業に係る起債です。次に23ページをお願いいたします。歳出です。目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の社会福祉協議会運営費補助金につきましては、社会福祉協議会事務局のふれあい福祉センターへの移転費用にかかる経費を補助するものです。主なものとしましては電話装置やネット回線の設定、金庫の移設分となります。次に、中ほどの枠、目4障害者福祉費、節12委託料の電算システム改修委託料は、障害者自立支援給付費支払いシステムの改修委託料となります。国2分の1の補助となります。最下団の枠で、目7社会福祉施設費、節10需用費の消耗品は、ふれあい福祉センターの掃除用具等になります。次に24ページをお願いいたします。1番目の枠、節16公有財産購入費は、ふれあい福祉センターの建物に付随するカーテン、ブラインドの購入費です。次の節17備品購入費は、ふれあい福祉センターのテーブルやイス、プロジェクターやスクリーン等の購入費となります。次の枠で、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金は、保育園、認定こども園におけるマスクなどの消耗品や検温カメラ等の備品購入費等、新型コロナ感染対策の必要経費に対する補助金となります。事業費の全額が国より県を通しての補助となります。次の節2償還金利子及び割引料の地域子供子育て支援事業費、国庫補助金返還金及び県補助金返還金、次の子育てのための施設等利用給付国庫交付金返還金は、学童保育や一時預かり等の事業費等、令和元年度事業の実績精算による返還金となります。次に目3子ども医療費助成事業費、節12委託料の子ども医療費助成システム改修委託料及びネット申請システム構築委託

料は、インターネット申請に伴う既存システムの改修及びシステム構築の委託料です。医療費の助成方法は償還払とし現在と同じですが、インターネットでの申請も可能とするものです。運用改修を令和3年の10月を予定しております。財源はコロナ対策交付金を予定しています。次に、目5養育医療事業費、節22償還金利子及び割引料の未熟児養育医療費国庫負担金返還金及び県負担金返還金は、令和元年度の精算実績による返還金です。次に25ページをお願いいたします。上の枠で目1救護施設総務費、節7報償費の救護施設職員慰労金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施し、福祉サービスの継続に努めている社会福祉施設職員等への慰労金として、救護施設の職員を対象に県から支給されるもので、本年2月21日時点で施設に勤務しており、4月の人事異動で他の部署に異動した2名分の職員も対象となり、1人につき5万円の2名分について計上するものです。次の節8普通旅費は、新型コロナ感染対策により、研修などが中止となったことにより減額するものです。次の節10需用費の食糧費も新型コロナ感染対策により、研修の意見交換などが中止となったことにより減額するものです。その下の修繕料は、救護施設敷地南側法面の一部崩壊に伴う修繕料です。次の節18負担金補助及び交付金の研修会負担金は、新型コロナ感染対策により研修などが中止となったことにより減額するものです。次の目2救護施設事業費、節13使用料及び賃借料の社会見学時使用料は、新型コロナ感染対策により行事を中止見直したことにより、バス借上料などを減額するものです。次に35ページをお願いいたします。二つ目の枠で、目1民生施設災害復旧費、節14工事請負費は、7月豪雨により須恵保育園の法面崩壊箇所の復旧工事となります。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。9ページ、第2表債務負担行為補正をお願いいたします。番号17と18になります。生活管理短期宿泊業務でございますが、

○ 高齢者の基本的な生活習慣を整えるため、食事、服薬、排せつ等の支援をする短期の宿泊業務を委託するものでございます。次に在宅高齢者等緊急通報対応業務につきましては、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、緊急時に対応する業務を委託するものでございます。期間につきましては令和2年度から令和3年度まで、限度額につきましては前年度同額でございます。23ページをお願いいたします。歳出になります。2段目、目2老人福祉費、節7報償費、金婚式記念品につきましては、事業実績による減額でございます。敬老祝金は10月末時点での減額となります。節10需用費、印刷製本費は、金婚式写真代実績による減額、節12委託料、敬老会式典業務委託につきましても実績による不用額でございます。最下段目7社会福祉施設費、節11役務費、電話料と次のページ節12委託料、生活支援ハウス管理委託料につきましては、入居者が7月に退去されたことによる減額でございます。以上で高齢福祉課所管分についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。それでは健康推進課所管分につきまして説明申し上げます。15ページをお願いします。2番目の枠でございます。目2民生費国庫補助金、節4老人福祉費補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、住民税の基礎控除額見直しなど税制改正に伴って後期高齢者医療のシステム改修が必要となったものです。5分の1の補助となっております。目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金。地方スポーツ事業振興費補助金。スポーツ庁の補助を受けて実施しております健康運動教室に関する補助金でございます。10分の10の補助となっております。次の17ページをお願いします。1番下の枠になります。目3雑入、説明の4行目になります。後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金、これは令和元年度の療養給付費負担金の金額の確定に伴う精算金でございます。次23ページをお願いします。

2番目になります。歳出でございます。目2老人福祉費、節12委託料、電算システム改修委託料、歳入で御説明いたしました税制改正に伴いますところの後期高齢者医療システムの改修に関する委託料でございます。目6国民健康保険事務費、節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、これは給与改定に伴うレセプト点検員の減額分でございます。25ページをお願いします。1番下になります。目7健康づくり推進事業費、節7報償費、節10需用費につきまして、おどんが健康づくり大会に関する事業費でございますが、新型コロナウイルスの影響で今年は中止することといたしましたので減額するものです。次のページをお願いします。

1番上になります。目8スマートウェルネスシティー事業費、節12委託料、運動指導業務委託料、健康運動教室を11月から開催しておりますけれども、医療機関との連携ということで、医療機関からの紹介で参加しておられる方が100人中57人。また、65歳以上の人が72人参加しておられます。そういったことから当初は健康運動教室につきまして、健康運動指導士1人と町職員で対応することにしてございましたけれども、安全面や指導の質などを考慮いたしまして、健康運動指導士2人体制で実施していきたいということから増額を行うものです。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。それでは、農業委員会所管分について説明いたします。最初に歳入からお願いします。16ページをお願いします。3枠目の3段目、目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金の国有農地管理処分事業事務取扱交付金を計上しております。この交付金は、あさぎり町内に自作農財産という戦後間もなく食糧増産などの目的のため、国が買収した山林や原野が深田地区に2カ所ありまして、この国の財産の事務取扱交付金が交付されるものでございます。これは消耗品等に充てることしております。次に17ページでございます。4枠目、目1農林水産費受託事業収入、節1農業委員会費受託事業収入の農業者年金受託事業収入を計上するものです。農業者年金事業に関して事務の受託をしておりますが、当初予算で155万7,000円計上しておりましたが、補助金決定通知が来まして、決定額が164万3,100円となったため増額するものでございます。なお、この歳入の2つの部分につきましては、既に支出予算化してあります一般財源分に充当可能ということですので歳出側では計上しておりません。次に歳出です。26ページをお願いします。2枠目、目1農業委員会費、節12委託料及び13使用料及び賃借料ですが、昨年度まで使用しておりました農地台帳システム会社が取り扱いをやめたため、新たなシステムへのデータ移行となりました。そのデータチェック等に時間を要し運用開始が遅れました。よって9月からの運用開始となりましたもので、4月から8月までの5カ月分を減額するものでございます。以上で、農業委員会分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、農林振興課分について説明を申し上げます。7ページになります。第2表繰越明許費になります。番号の2事業名、国産農畜産物供給力強靱化対策事業補助金につきましては、JAが主体となり錦町にある茶工場の改修を行う者に対する補助金となりますが、竣工予定が令和3年8月を予定されているため繰り越しをお願いするものです。次に、番号の6農地等災害復旧事業及び番号の7林業施設災害復旧事業につきましては、査定が現在も行われている状況にあり、発注が年明け以降となることから繰り越しをお願いするものになります。次に、第3表債務負担行為補正になります。9ページをお願いいたします。番号の19定住センター自家用電気工作物保安管理業務は、単年度契約ですが、契約上の準備行為を必要とするため、債務負担行為を行っているものです。また、次の番号20町有林管理業務につきましても、球磨中央管理森林組合へ町有林の管理業務をお願いしておりますが、9名分の業務委託につきましても準備行為を要するため、債務負担行為を行うものです。次に14ページをお願いいたします。歳入になります。3段目の枠、目1農林水産事業分担金、節1農業費分担金の町営土地改良事業受益者分担



金ですが、平成29年度から令和元年度において実施をいたしました農業農村整備事業につきまして、分割納付が認められておりますが、令和元年度事業分について一括納付をされましたのでその分の減額となります。次の節2農地等災害復旧事業費分担金につきましては、令和2年7月豪雨により被災をした農地の災害復旧に係る受益者の分担金ということになります。15ページをお願いいたします。2段目の枠、目7災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の農林施設災害復旧費補助金は、令和2年7月豪雨により被災した災害復旧に係る国庫補助金となります。その下、災害農地等災害復旧費補助金は、同じく災害復旧に係る国庫補助金となります。16ページをお願いいたします。最下段の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の中山間地域直接支払い交付金は、当初予算で計上をしていなかった取り組み、第5期から始まった生産性付加価値向上加算において7集落が取り組んだため、国と県の増額分を受け入れたものになります。その下、多面的支払い制度推進費補助金は、事務費の増額と多面的支払い交付金は、対象地域における地目への移動等による減額となります。次の強い農業担い手づくり総合支援交付金は、令和2年7月豪雨により被災した農業用施設や農業用機械や施設の国庫補助金分2分の1と県補助金分5分の1の合計を受け入れるものになります。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農家の経営のための資金調達の円滑化を図る目的で、県において創設をされ、その保証料を県と町で一对一の割合で支援するもので、県の補助分を受け入れるものです。18ページをお願いいたします。2段目の枠、目9災害復旧費、節2農林水産施設災害復旧事業債の農地等災害復旧事業債は、農地及び農業用施設の災害復旧に係る分の起債となります。その下、同じく林業施設災害復旧事業債は、災害復旧に係る分の起債となります。続いて歳出となります。26ページをお願いいたします。下段の枠目4農業振興費、節18負担金補助及び交付金の強い農業担い手づくり総合支援交付金については、歳入で説明をいたしました令和2年7月豪雨により被災した農業用機械や施設の修繕や更新のため国県及び町分を合わせて支出するものになります。申請件数といたしまして44経営体の141件分となります。次の農業制度資金保証料助成費補助金は、県と町の分を合わせて支出をするものになります。現在5名の方が申請をされております。次の国産農畜産物供給力強靱化事業補助金は、事業主体のJA球磨における錦町にある茶工場の施設の改修に伴う町の負担金分負担金となります。なお、財源といたしまして地方創生臨時交付金を財源ということにしております。27ページをお願いいたします。最上段の産地生産基盤パーク事業補助金につきましては、これもJA球磨において、中球磨、錦町にあるライスセンターの改修に伴う町の負担分を計上したものです。こちらも地方創生臨時交付金を財源としております。次の目9農業施設管理費、節14工事請負費は、もみじ館のトイレ改修に伴う工事費となります。次の目10畜産事業費と目12農業振興地域整備促進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できなかった分の経費、報償費と報酬、また旅費及び、糧費についての減額分となります。次に、目13中山間地域直接支払い制度事業費、節18負担金補助及び交付金は、歳入でも説明をいたしました本年度の新たな取り組みとして実施された集落へ、国県町分を合わせて支出するものになります。次の目14多面的機能支払い制度事業費、節18負担金補助及び交付金は、地目の変更により生じた減額分となります。続きまして28ページをお願いいたします。最上段の枠、目1林業総務費、節15原材料費につきましては、寺池地区における公民館建設に伴い、主要な構造材である管柱をヒノキ材で支給を行うものになります。次に、目3公有林整備事業費、節16公有財産購入費から先に説明をいたします。これにつきましては、平成28年度から上財産区の分収林として町が買い上げを行ってきたところです。今回残っていた2地区に二つの地域において協議が固まりましたのでその買い上げを行うものです。その上段の節10消耗品費は、その際における契約書に係る収入印紙等の経費となります。34ページをお願いいたします。最下段の枠、目1農地等災害復旧費、節3職員手当は、現在災害復旧に係る査定の手続を行っておりますが、その事務手続において予想以上に煩雑となっております。これにより時

間外手当の増額をお願いするものです。次の節14工事請負費は、農地及び農業用施設に係る災害復旧に係る51ヶ所分の工事請負費となります。また、節2林業施設災害復旧費、節14工事請負費は、林道施設における災害復旧における6カ所分の工事請負費となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは商工観光課所管分の説明をいたします。まず9ページから説明いたします。債務負担行為補正ですけれども、番号の21番から23番になります。21番の商工コミュニティセンター施設管理業務につきましては、シルバー人材センターのほうに土日祝日平日の夜間の管理業務を委託しております。そして22番につきましては、コミュニティセンターのエレベーターの保守業務となります。23番のおかどめ幸福駅売店指定管理業務につきましては、令和2年度までの指定管理期間が終了いたしますので、その後の5年間分の債務負担となります。続きまして歳出を説明いたします。28ページをお開きください。2枠目になります。目1商工総務費、節10需用費、印刷製本費ですけれども、これは新型コロナウイルス啓発ポスター及び飲食店マップ作成に伴いましての入札残になります。節12委託料、学生応援プロジェクト委託料につきましては、9月30日をもって終了いたしましたのでその残額となります。節18負担金補助及び交付金、地域イベント補助金の減額につきましては、笑祭、夏祭りの中止による減額によるものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管の補正予算につきまして説明いたします。7ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。番号は3番4番5番8番でございます。款7土木費、項2道路橋梁費の道路維持事業ですが、こちらは狩所寺下線の排水路改修工事及び平山3号線の法面改良工事でございます。下の段の橋梁補修事業は、福の原橋と下西橋の補修事業でございます。その下の項3河川費のがけ崩れ対策事業は、深田西のがけ崩れ対策事業でございます。番号8の款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費は、公共土木施設災害復旧工事34本でございます。これらが建設課所管でございますが、それぞれに年度内に竣工が見込めないために繰り越しをお願いするものでございます。9ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為の補正です。番号24道路施設等維持管理業務でございますが、令和2年度から期間は令和2年度から令和5年度まででございます。令和3年度からの業務委託会社の選定につきまして、令和2年度中から事務を進めるために補正をお願いするものです。14ページをお願いいたします。歳入となります。3番目の枠の目2土木費分担金、節1砂防費分担金の急傾斜地崩壊防止対策事業受益者分担金は、歳出で説明いたします災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る受益者分担金で、事業費の7.5%分を分担金として受け入れるものでございます。次のページをお願いいたします。2番目の枠の目5土木費国庫補助金、節2道路橋梁費補助金は、歩道整備の古町永才線、これは前田橋の架け替でございますが、その工事で、歳出の事業費は変わりませんが、交付金対象額が増額になり、それに伴い交付金額も増額になりました。あわせて福の原橋補修工事と下西橋補修工事が交付金の追加となりましたのでそれらの合計額を増額するものです。次のページをお願いいたします。1番下の枠の目6土木費補助金、節2河川費補助金の地域防災がけ崩れ対策事業費補助金は、歳出で説明いたします災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る事業費の75%、これは国が50%、県が25%ですが、を県補助金として受け入れるものでございます。次のページをお願いいたします。17ページです。2番目の枠の目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金の清願寺ダム管理委託金の減額ですが、歳出で説明いたしますハザードマップ作成委託料の減額に伴い、管理委託金を減額するものです。次のページをお願いいたします。18ページです。2番目の枠の目4土木債、節1道路橋りょう債は、古町永才線架け替え工事の交付金が増額になったことにより起債額を減額し、

福の原橋と下西橋の補修工事を追加するために今度は起債額を増額しております。差し引きの分を増額をお願いするものです。節2河川債は、がけ崩れ対策事業に伴う町負担金分として借り入れるものです。目9災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債は、歳出で説明いたします立堀川と堀川の5のカ所の土砂しゅんせつ費用に充てるものです。27ページをお願いいたします。こちらから歳出となります。目18清願寺ダム管理費、節12委託料は、今年度地震により清願寺ダムが崩壊した場合のハザードマップを作成することとしておりました。その後熊本県よりダムの耐震性が確保されていることが確認されたため作成する必要がなくなりましたので今回減額補正をお願いするものです。29ページをお願いいたします。2番目の枠の目2環境整備資材等支給事業費、節13使用料及び賃借料の機械借上料と、節15の原材料費の増額は、今後4地区で取り組みを予定されており、不足が見込まれるため増額をお願いするものです。3番目の枠の目2道路維持費、節14工事請負費の増額は、狩所寺下線排水改修工事、平山3号線法面改良工事、そして福の原橋と下西橋の橋梁補修工事の増額をお願いするものです。目4道路橋梁費ですが、歳入で説明いたしました歩道整備事業の交付金額の増に伴い、国県支出金、地方債、一般財源の財源更正を行っております。次のページ30ページをお願いいたします。1番目の枠の目3砂防費、節12委託料と節14工事請負費の増額は、深田西の古草城地区で7月の豪雨により被災した斜面について地域防災がけ崩れ対策事業として国の採択がなされましたので、今回補正をお願いするものです。事業費は50%が国、25%は熊本県、町が17.5%、受益者負担が7.5%となります。2番目の枠の目1公園費、節13使用料及び賃借料は、中島親水公園内の土砂撤去にかかる費用の増額をお願いするものです。35ページをお願いいたします。1番目の枠の目1公共土木施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料は、立堀川と堀川の2カ所の土砂浚渫にかかる費用の増額をお願いするものです。以上で建設課所管の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(林 敬一君) はい。それでは上下水道課所管分につきまして御説明をいたします。30ページをお願いいたします。1番下の枠の目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道事業特別会計補助金でございますが、職員の児童手当1名分の増に伴いまして総務省が示しております地方公営企業繰出金通知に基づき、児童手当の経費に係る繰出金を増額するものでございます。上下水道課分は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。午後は13時30分からでございます。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

◎議長(徳永 正道君) 開会前ですが、商工観光課長より議案第61号の差しかえについて説明したいとのことで発言の要求がっておりますので、これを許します。商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい、この後説明いたします議案61号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定についてにつきまして、指定管理者の所在地に誤りがありましたので訂正をさせていただき差しかえをさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

◎議長(徳永 正道君) 差しかえの議案を原案といたします。

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

●教育課長(出田 茂君) 教育課所管分について御説明いたします。9ページです。第3表、債務負担行為

補正です。25番の校務用電算機機器賃借から29番教育端末コンテンツフィルタリングサービス使用料及び次ページになります。32番校務支援ソフトライセンス調達は、主に小中学校の教職員服務に関することや、児童生徒の成績管理等を行う校務処理関係の電算機器の賃借及び使用料に関するものでございます。前ページに戻ります。30番学校無線LAN機器賃借と31番学校支援ICT活用支援事業は、ギガスクール構想事業に関する賃料及び業務委託料になります。次ページをお願いいたします。33番小学校庁務業務から37番スクールバス運行業務は、小・中学校内の清掃や植え込みの除草、草刈りなど、また簡易な事務作業などの庁務主業務、学校施設の警備業務及び中学校のスクールバス運行に関する業務になります。38番のせきれい館施設管理業務は図書館の管理、夜間の休日の施設受付等の業務を委託するものでございます。40番須恵文化ホール施設管理業務は、41番教育施設、41番教育施設管理業務はホールの照明、音響の管理や夜間休日受付等の業務を委託するものでございます。39番の図書情報システムは、生涯学習センターとせきれい館の図書を管理するシステム使用料となります。41番教育施設維持管理業務は町内の屋外体育施設と小中学校の屋外運動場等の除草樹木管理、グラウンド整備等の業務を委託するものでございます。42番体育施設予約管理システム保守業務と、43番体育施設予約管理システムファイアウォール保守業務は、体育施設の予約システムの使用料とコンピューターへの不正侵入やサイバー攻撃を防ぐソフトの使用料です。44番の給食センター複合機賃借は、これまで使用しておりましたプリンター複合機が12年経過したため新しく機器を賃借するものでございます。いずれも令和2年度中に契約締結の必要があるため債務負担行為をお願いするものでございます。次ページをお願いいたします。第4表地方債補正。変更、3番社会教育施設整備事業は、実績見込みにより変更前起債限度額から260万減額し、変更後限度額を2億1,420万円とするものです。次に歳入を説明いたします。14ページになります。最下段からになります。目7教育使用料、節1学校施設使用料、小中学校体育館使用料につきましては、コロナ禍により利用者が減少したため、実績見込みにより減額するものでございます。節2教職員住宅使用料は、岡原地区の教職員住宅2棟の入居予定の見込みがないためと、深田地区の教職員住宅2棟については、入居予定の新任ALTの来日が遅れたため、実績見込みにより減額するものでございます。節3生涯学習施設使用料につきましても、コロナ禍により利用者が減少したため、実績見込みにより減額とするものでございます。次ページをお願いいたします。最上段です。節4保健体育施設使用料につきましても、コロナ禍により利用者が減少したため、実績見込みにより減額するものでございます。次のページをお願いいたします。最下段の枠です。目8教育費県補助金、節1教育費補助金。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金及び地域学校共同活動推進費補助金は、コロナ予防対策として授業を縮小したことによる実績と実績見込みにより減額するものです。学習支援員配置事業補助金は、補助対象期間が当初7、8カ月の7、8月の2カ月とされていたものが年度末対象期間と変更されたため増額するものでございます。次ページをお願いいたします。最下段の枠です。目3雑入、節1雑入、一行目自主事業入場料と3行目英会話教室参加料は、コロナ予防対策のため授業を中止したことで減額するものでございます。次ページをお願いいたします。2枠目の中ほどになります。目6教育債。節2社会教育施設整備事業債は、旧深田保健センター解体事業の実績見込みにより減額するものでございます。次に歳出を説明いたします。31ページになります。2枠目になります。目3教育振興費の節1報酬と節4共済費は、帰国したALTの後任を9月赴任と見込んでおりましたが、コロナ禍により赴任が来年1月の見込みとなったため、その差額を減額するものでございます。目4教職員住宅費は財源の更正です。次ページになります。最上段です。目1学校管理費、節1報酬、特別支援教育支援員報酬は岡原小学校に在籍しておりました支援員の退職により減額するものでございます。マイクロバス運転手報酬及び節13使用料及び賃借料、車借上料は、コロナ禍により免田小学校と須恵小学校が水俣に学ぶ肥後っ子教室現地研修を中止したことにより不用額を減額するものでございます。次の枠になります。目1学校管理費、節12委託料、スポー

ツテスト委託料は、コロナ禍により委託できなかつたため減額するものでございます。節13使用料及び賃借料機械借上料は、コロナ禍によりあさぎり中学校文化祭の縮小により、仮設トイレ及び文化祭用足場設置を取りやめたため減額するものでございます。節18負担金補助及び交付金は、コロナ禍により主に郡市中学生連の開催が中止されたため減額するものでございます。3枠目です。目1生涯学習総務費、節1報酬、社会教育委員報酬は、九州地区研究大会の中止によりマイクロバス運転手報酬、中止によりまたマイクロバス運転手報酬は、人権子ども集会の中止により減額するものでございます。次ページになります。1番上の枠になります。節8旅費、費用弁償及び普通旅費及び節11需用費の消耗品費の減額は、主に社会教育委員の九州地区研究大会が中止になったことによります。食糧費は主に各団体、各種団体の総会が中止となったため減額するものでございます。2番目の枠です。目2公民館費、節7報償費、講師謝金と節10需用費、消耗品費は、コロナにより青少年健全育成大会の中止と地域未来塾の開催が縮小されたため減額するものでございます。節12委託料、公民分館長業務委託料は消費税相当額を加算したため増額とするものでございます。設計委託料は旧深田保健センター解体工事設計業務委託につきまして、当初予算計上時は設計図書に基づかない条件で積算しておりましたが、その後設計図面に基づき積算することとしたためその差額を減額するものでございます。自主事業委託料は、コロナ禍により開催を中止したため減額するものでございます。目3文化財保護費、節1報酬から節10需用費までは、コロナ禍により文化財保護審議会研修や、文化財講座の中止に伴う減額になります。目4文化ホール運営費、節10需用費の修繕料を除いたものと節12委託料までは、コロナ禍により須恵文化ホールの自主事業、自主文化事業の中止に伴う減額となります。修繕料は、消防施設点検時の不良箇所改善に伴う費用の増額です。目5図書館費、節7報償費は、コロナ禍により図書館祭りを中止したことによる減額になります。目6生涯学習センター事業費、節10需用費修繕料は、消防施設点検時の不良箇所改善に伴う費用の増額です。次ページになります。1番目の枠です。目1保健体育総務費、節8旅費、費用弁償及び節18負担金補助及び交付金はコロナ禍により体育協会の主ある事業と

●教育課長（出田 茂君） 球磨駅伝大会を中止したことによる減額となります。目2体育施設費は財源の更正です。以上で教育課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 以上で終わりですかね。説明洩れはありませんかね。提案理由の説明が終わりでしたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ページ28の1商工観光費、節12委託費、委託料がありますね。学生応援プロジェクト委託料、減額の1,167万円とありますが、まず、対象者は何人で、実際は何人だったか、教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 学生応援プロジェクトにつきましては、申請が109件、金額にしまして42万3,000円の支出になっております。当初予算210万円に対しての支出ですので、残額が167万円という金額になります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） もう今度は、これでもう打ち切りということで、今後はしないんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 今の段階では、今回の事業は打ち切っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。生活福祉課に1点お尋ねします。24ページなんですけれども、負担金扶助及び交付金のところですか。341万2,000円ということで、新型コロナウイルスの緊急包括支援ということで、町内の保育園とか、保育園にこの補助金っていくというお話だったんですけれども、ここ

でマスクとか備品購入をされるわけですが、その子供園とか保育園にですね。補助金の金額の決定方法とかは、どのようになってるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） この件につきましては、コロナ対策ということで、マスク、検温器ということなんですけども、事前に国のほうからですね。こういう情報を補助金がありますということで、事前に要望額を聞いております。それについての申請をいただきまして、町のほうでは、それを受けて、交付決定を行うということにしております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） では、12園それぞれにもう要望が出てるといことでよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい、それぞれの園のほうから要望いただいております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 明許繰越ですね。すいません。ちょっとページを7ページですが、番号1、子供医療費助成ネット申請システム、繰り越しですけれども、今回、いろんなと申しますか、災害あるいはコロナ問題で、繰り越し等も当然と申しますか、出てまいりますし、それから、その他の事業も増えております。そしてその中で、今回、このネットシステム申請が新たに導入をされる。国のほうが、デジタル化の推進も、今回、新たな政策で出てきております。そういうことで今後ですね。デジタル化あるいは電算システム化は、どんどん進んでいくと思いますが、この子供医療費助成ネット申請システム、町の総合行政システムとの連携とかですね。そういうことも先ほどちらっとおっしゃいましたけれども、こういったあのシステム関係が、個別にそれぞれずっとこれまでも導入されております。そういったものが、今後、ネット社会の推進の中で、町のこういったシステムが、また何と申しますか。再統合とか再整備というか、そういう形になってくるというふうに想像しますが、ちょっと私が危惧するのは、危惧という心配するのは、国が、デジタル化で、やれということで、短期間で、そのシステムを構築するような話になるのかなというイメージを勝手に思っておりますが、そういったときに町の体制としてですね。その付近が、ちょっと表現悪いんですけど、バタバタとやっただシステムを作ってしまうと、まずいかな。ただ、国の統一したそういったものが出てくるんだろうと想像しますが、ということで私はここで申し上げたいのは、早目に町として、その方向に向かって、体制づくりや準備期間というのを設けていかないといけないんじゃないかなと思っております。ただ、国の報告が具体的に出てこない中で、なかなか動けないというのはもちろんあると思いますので、その付近のなんていうかな。整合性が必要になりますが、できましたら、もしかすると検討を始めてるかもしれませんが、町の中で、庁内横断的な形で、その付近の検討も、国が具体的な指針をまだ示す前にも考えて、準備を早めにしておく必要があるんじゃないかなということをこの子供医療のこのシステムに手をつけられた時点ですね。そういうふう感じておりますが、今の時点で、何かそういう付近が具体的にありましたら、お願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。御指摘ありがとうございます。まさしく小谷議員が言われるようにですね。これから、もう国のほうからいろいろシステムがどんどん出てくると思います。ただ、やはり今現在のあさぎり町のソフトを使ったのは、庁舎内のパソコンの中にしかデータは蓄積されないんですよね。今度、国から来るやつは、全部ビッグデータで、もうクラウドコンピューターで、全国どこにいても、そこに入ることができる。情報を取ることができる。そういうことになってきますので、もうシステムは、国からもう来る

と思います。今使ってるものをやめるものもあるでしょうし、そういうものに入れ替えていくということでですね。だから、そういうのをやはり受け入れて理解して、ちゃんと仕事につないでいけるように、あさぎり町庁舎内の職員の中に、そういう技術者をつくっていかうということで、今、希望者を募ってます。これ正式な業務じゃなくて、デジタル化に向かって、勉強会をしましょうというのをですね。講師としては、NTT西日本とか、それとかそれぞれそういうコンピューターソフトのもうどんどんこう取り組んでおられるところ、各地の行政に対しても、もう契約して、指導しているところ。もうそういうところと数社とですね。やりとりしながら、今、準備をしているところです。そういうところで、まず、行政関係者の中のチーム、それから民間のチームというふうにしなが、これからのデジタル化に対応できるようなスキルを持った職員を作っていこうと考えてます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかに。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番、小見田です。その1点お伺いいたします。ページは、8ページと9ページの債務負担行為の中でございますけど、この中に2番と19番にですね。自家用電気工作物保守管理業務委託ありますけど、これにつきまして、それぞれで、発注様式とそれから業者選定の様式はどのようになっているのかを伺いたしたいと思います。要は、同じような発注の方式、プロポーザルを持って行うのか。その辺の内容、それぞれ教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 債務負担行為の補正の中の旧庁舎と自家用電気工作物保安管理業務等の発注の方法といいますが、やり方なんですが、これにつきましては、やはり説明でも申し上げましたとおり、法定での受託業者の管理に限られることから、どの課においても、この業務については、統一した仕様書を持って発注しているところがございます。ただ、業者がかなり限定はされておりますので、その業者を相手方で、入札等を行っていくということになっております。仕様書については、やはり法定、法にのっとった仕様書を定めているところがございます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 農林振興課としましても、今、総務課のほうからお答えがあったような形で、同じような形でやっているところです。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。多分、同じような業者で、要するに電気事業法ですかね。それに、のっとったことだと思うんですけど、その場合に各課で別々で、同じ様式でやっぱり発注されるわけであって、その事務に対する無駄というのが、あるのではなからうかと思うんですよね。ずっとかねがね言ってるように、包括でこういう保守管理の業務委託というのをできるならば、その辺のところの重複する事務負担が軽減されて、それがかなりの財源削減効果につながるものと思うんですけど、今後も、ずっとこのようなやり方を続けられていくのか。今後の当初予算の編成等にもかかわりますけど、やはりもうぼちぼちその辺のこれについての改革が必要だと思って、この債務負担行為を見たときにそういうふう感じたんですけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 複数の施設にわたる同様の保守点検業務につきましては、かねてから御提案であったり、御指摘をいただいているのは、もう重々承知しております。今回は、それぞれの施設、総務課所管分は4施設をまとめて保守管理を行うようにとっておりますが、所管課を横断して、施設をすべてといいますか、可能な限りまとめて、保守点検を行うというものは、今後、マネジメントを進めていく中では、しっかりと、やはり内容を精査しながら、取り込んでいくべきものだとは感じております。まだ、その部分については、まだ、取り組めていない状況ではございますが、今後、新年度の契約あたりでも、可能な限りそ

の辺は踏まえた執行を行っていきたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） このことに関しましては、先進地は、包括施設管理業務委託という一つの項目で計上して、決算時には、それを案分してというふうになっているようでございますので、今後、できるだけ努力を願いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。施設をまとめた同じ業務の管理、または施設そのものを包括的に管理・委託をしていく方法とありますので、やはりマネジメントを進めていく中で、しっかりと内容確認していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 教育課にお尋ねします。17ページの雑入にございました。今回ですね。今年度コロナということで、たくさんの行事が中止されましたので、いろんな会費の収入とかもなくなっているんですが、英会話教室が、今中止されてるということで、町民の方からお尋ねがあったんですが、再開の目処は立っているのだろうかということ。そして、そういうことが、いつこれからどうなるっていうことを教えていただけるんでしょうかということでしたのでお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 英会話教室につきましては、今年度、2回予定をしておりましたが、2回とも事業の中止を決定しております。来年度につきましては、また、2回程度、計画をしたいと考えておりますけれども、今年度中の英会話教室の再開というところは、今現在考えていないところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。学校でしたら、これから子供たちはタブレットで授業とかもできるんでいいんですが、もし会員さんたちは、皆さん成人でもありますし、もう長年10何年も教室に通われてる方もいらっしゃる。パソコンとかお持ちですので、そういうので、ALTが教育課の部屋にいながら、会員さんの御自宅と色々なズームとかでつながって、遠隔のレッスンができればいいなという要望がありましたのでお伝えしておきます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 貴重な御意見いただきましてありがとうございます。私どもも、今後、遠隔での会議等も計画しているところでございますので、そのような教室への活用ということも、今後、検討していきたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） すいませんもう1点。これも確認になります。債務負担行為の話が先ほどございましたが、債務負担行為と長期継続契約との考え方、もう恐らく町のほうで、そういった何か統一見解を持っておられるというのはちょっと聞いておりますので、確認でその付近を御説明をいただけますか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。今回の補正におきましては、40数件の債務負担行為の設定をお願いしております。今、議員からありました債務負担行為と長期継続契約の取り扱いについての町の考え方なんですけど、まず、長期継続契約につきましては、自治法の改正によりまして、あさぎり町においても、平成21年の3月から長期継続契約が、その契約の内容によってはできるという規定・条例を定めております。そのできる業務につきましては、物品を借り入れるもの、又は役務の提供で、4月の1日から、年度当初から行うものという限定がありまして、それを適用しておりました。しかしながら、この長期継続契約につきまし



ては、やはり契約は進めていくものの、予算の議決、毎年度の予算の議決が伴いますので、やはり義務的なものではないということがありました。結果、内容によっては、損害賠償等を求められることがあるという懸念があったところでございます。このことから、やはりしっかりと債務負担行為を積算し設定することで、先ほど義務的経費と申し上げましたが、その部分を担保する、確保するという方が重要ではないかということに至ったところでございます。よって、ここ数年、4月1日から、もう日切れなく、業務を行うものにつきましては、少額ではあります。賃貸借物件等もございしますが、債務負担行為の設定をお願いし、準備行為に当たっているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今の御説明で理解はできますが、地方自治体の予算の単年度主義の中で、例外規定が債務負担行為であったりですね。そういうものであって、その長期継続契約の考え方が、地方自治法の改正がなされるまでは、年度当初からの契約が、伴うような関係については、非常に現場は、いろいろ問題があつて苦慮してきた。その付近をクリアするために、地方自治法の改正があつて、そしてそれを長期継続契約をですね。導入するかしないかは自治体の判断で、あつているわけですね。それで、あさぎり町は、さつき説明ありました平成21年度に長期継続契約を一つの手法として導入するという前提で、条例の制定がなされている。ですから、それがあつたから、それをしなければならぬではないんですけども、もちろん。ですから今のやり方が、制度的に悪いということは、私は言うつもりはございません。ただ、この予算書を見たときにですね。確認のために昨年度の予算書を見ましたが、債務負担行為はこういう形が出る。先ほどありましたように、少額の10万円とかですね。システム使用料、あるいは、今日の資料の10万円とか、金額だけで判断するべきものではございませんが、例えば、実質単年度の契約。ただ年度当初から、契約するから、年度をまたいだ債務負担行為になつてるんですけどね。そういったものは、単年度予算で計上してもですよ。予算成立後に、長期継続契約で、処理をしたら何ら問題ない。債務負担行為されたら何の問題もないんですけども、どうもこれまでの流れの中で考えたときにですね。長期継続契約が、問題があるから、あ一問題が出る可能性があるから、今やらないというのは、その条例を制定した時の流れと何かちよつと矛盾するなというのの一つと、先ほど言いました今町のほうで懸念されている後日の損害賠償云々もですね。実質、単年度契約の部分。それは長期契約で十分クリアできるし、それをしても、予算成立後ですから、実質、何の問題もないんじゃないかなというふうになつて私感じたんですよ。ですから、ここで、元に戻せと言うつもりはございませんが、その付近はですね。何かまだちよつと整理する余地があるんじゃないかなというふうに感じましたもんですから、今ここで申し上げております。ただ、今のやり方が間違いだと言うつもりはございませんので、その点だけ申し上げておきます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。この長期継続契約21年3月に施行し、導入ができるというものでございます。議員おっしゃられましたとおり、やはり特に4月1日から履行する業務につきましては、契約事務が大変煩雑になり、その機動力を確保するために、この条例は制定されました。そして、本来、複数年契約するものは、これは、もう自治法の規定によりまして、債務負担行為を起こすものであったと。その2点を事務の迅速化・適正化を行うために条例を制定して進めてまいったところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、やはりこの長期継続契約についても、いろんな課題がやはり見えてきたというところがあつて、現在の運用になつておりますので、それと、また、まだ年度当初ではなく、年度途中の補正予算での計上になつたところもございまして、これは、しっかりとやはり年度当初から、統一した運用をしていくということを、今後、しっかりと内部でも議論をして、適正な運用に努めたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。20ページで、総務課長にお尋ね確認ですけれども、しときます。区長業務委託料とこの交通指導員の委託料ですね。消費税込みで、今回補正予算に計上してあります。以前もですね。全協で御説明がありましたが、人吉税務署に確認しましたら、課税の対象になるというようなことで、消費税が、補正に組むというようなことでございました。今回は、補正に組んでありますけれども、令和3年度におきましては、金額は多少異なると思いますけれども、令和3年度は、この消費税を今度は、委託料が計上されますでしょうか。

○議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 今回、やはりこれも地方公務員法の改正によりまして、区長の身分、区長等の身分が変わることになりました。今回、消費税相当分を補正させていただいております。この計上に当たっては、やはりいろんな可能性といいますか、角度から確認はしていった部分でございます。で、全員協議会の中でも御説明しましたとおり、やはり専門的な関係機関にも確認をそれぞれとった結果の補正でございます。よって、令和3年度におきましても、同様に委託料には消費税を加算しなければならないと考えているところでございます。

○議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 分かりました。そしたら、公民分館長も同様というようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） ただいまの総務課長のほうから答弁いただきましたが、全く同様の処理をしたいというふうに考えております。

○議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 6番、小出です。教育課に深田保健センターの解体工事についてお尋ねします。昭和56年建設ということで、約40年の経過がきて、誰もがアスベストを含んだところの建物と思うわけですが、この解体の設計委託を入札されたときに、何社の入札があったのかお尋ねします。

○議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 設計業者の指名数ですが、10社でございます。以上です。

○議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 今後ですね。町の公共施設、いろいろと解体工事も多くなってくると思いますが、こういった解体工事等のまた、いろんな専門知識に詳しい業者、例えば熊本市内とか。そういったのも入れるべきじゃないかというふうに私は思うわけですが、そうすることによって、町内、そういった業者の方も、自社努力もされてくると思いますので、その点、どう思われますかお尋ねしたいと思います。

○議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） はい。今後、いろんな角度から検討してみたいと思います。

○議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 解体工事に関しますアスベスト調査につきましては、来年4月から、全使用建材について、基本的には、調査をするというふうに改正になっております。その中で、事前調査ができる業者につきましては、今後、特定建築、石綿含有建材調査者、一戸建てと石綿含有建材調査と、こういう調査資格がない、登録された方でないという調査できないということになっておりますが、緩和的に令和5年9月までに、日本アスベスト調査協会に登録された方につきましては、調査できるということになっておりますので、今後、町内の事業者につきましても、これらの調査資格をですね。資格保持をしていただくように指導していきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 9ページですね。一般廃棄物の収集運搬業務についてちょっとお尋ねいたしますが、それぞれ行政区にゴミのステーションというのが設けられておりますが、その中に、燃えるごみは、あくまでも個人のもの、業者さんのものは、入れてはならないということにもう基本的なっております。生ゴミについては、今、有機センターが、行政区指定といいますか。そういう中で、家庭から出る生ゴミを収集して、そして、キロ8円ですか。収集経費を町が支払っておられる。そうずっと一方ですね。飲食店の業者については、今、回収業者が回収をして、そして、有機センターに持ち込んでいます。これについても、まあキロ8円を支払っておられると、この金額に入ってくるんだと思うんですが、基本的には、飲食店等については、もう自分で処理をするというのが基本になってたんですけども、そういうふうにして収集業者に頼めば、回収してくれるということであるならば、飲食店はすべて網羅してあるんですか、回収漏れてるようなことはないんですか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

（町民課長席のマイク不調のため調査中）※午後2時12分～午後2時14分中断

●町民課長（深水 昌彦君） はい、今お尋ねの件ですけれども、確かに一般廃棄物につきましては、個人の家庭から出た可燃物と不燃物を出していただいて、それを収集して運搬をしていただいているということになります。今お尋ねの生ごみにつきましては、確かにその家庭からの生ごみと、それと事業所から出た生ごみを収集運搬を今現在行っております。で、今、事業所のほうは、すべて網羅されてるかっていうふうな御質問でしたけれども、これにつきましても、その収集運搬をする事業所から、毎月報告書が上がっておりますので、それによって確認は行っているという状況です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 確認してるということは、全部の業者がそれに入ってるということでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） すべての業者っていうのが、あさぎり町内における事業所のすべてということであるかということまでは、今現在資料を持っておりませんので、確認ができませんけれども、その収集運搬に係る事業所に依頼をしている事業者につきましては、先ほど言ったように、毎月の報告書で確認をしているということです。ただ、それがすべての町内の事業所かっていうところでは、ちょっと今のところは、持ち合わせてませんので、ちょっと後日確認を後ほど確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 基本的には、私の知り合いもですね。飲食店やって、1週間に1回、水切りしてクリーンプラザに持っていくのが、一つのもう日課みたいになってました。やっぱり出せないからですね。そういう状況でありますから、キロ8円で、業者が回収してくれるんだったら、全部網羅してあげないと、不公平感が生じてくるんじゃないのかなって思うんですよね。で、そのキロ8円というのが妥当かどうかというのは、これは、有機センターとのかかわり、有機センターがどれだけ、その生ゴミを今度は利用して商売しておられるわけですから、お金を払って、そして商品化をして、タダで、タダちゅうか回収すれば、その経費までもらえるんで、もともとずっと原価は安いわけですけども、それで、それだけの利益がどれだけ上がるとののかなど。それによって、そのキロ単価の見直しというのも、私、将来的には考えていかないと、毎年毎年、これを更新すればいいことではないだろうというふうに思いますね。で、一方そういうふうな、業者さんに運搬経費まで払うということであるならば、ほんならその生ごみを行政区の燃えるゴミに出した場合、水切りをしてですね。出した場合でも、どのような経費に変化してくるのか。これは、

またクリーンプラザに持ち込んで焼却しなきゃなりません、焼却経費については、これはもう町の負担になってきます。ですから、どちらがどういうふうに、町にとってはプラスになるのか。その辺、今日は、とても回答難しいので、もう3月の当初予算のときでもですね。詳細にこの説明ができるようにしていただければというふうに思います。要は、やっぱり不公平感がないようにしていただかないと、頼んだ業者は、もう無償で処理してくれる。一方では、それを知らない人たちは、もう自分でクリーンプラザまで、一生懸命持って行って、処理をしなきゃいかんというようなことではいかんのじゃないのかんと。どちらかやっぱりしっかり対応しないと、基本は、私は業者さんは自分たちで、利益、それで求めているわけですから、基本は、私は自分で、お金を出してでも、業者さんには回収してもらおうと。産廃は、みんなそうですからね。その辺は、しっかり精査をする必要があるんじゃないのかなと思いますけれどもいかがですかね。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。確かに言われたとおりですね。生ゴミに関しても、一般の家庭につきましても、あさぎり町全体の家庭から出た生ゴミを収集しているわけではなく、一部になっておりますので、私の自宅に関して言いますと、その裏の敷地にポットを入れて、そこで生ゴミは処理をしているというような状況があります。そういった家庭によって、生ゴミの処理の状況についても、様々な形があるというふうには考えております。そうしたときに、やはり今言われた事業所については、確かに課題っていうのはあるかと思えます。今、お話を聞きましても確かに課題はあるなど。ただそのどういった形で、この事業所の生ごみの収集が始まったかっていうところまでは、まだ確認できておりませんので、そこも含めて確認をした上で、3月の議会において、回答をさせていただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 先ほどの小出議員の質問については、質疑については、補正15号のところでもたよろしくお願ひしたいと思えます。ほかにございませんか。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第55号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第55号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第55号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,012万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは引き続き朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

7ページをお願いします。歳入でございます。目1一般会計繰入金、節5その他一般会計繰入金、これは給与改定に伴うレセプト点検員の手当に係るものでございます。目1繰越金、これは歳出予算との金額調整のため前年度繰越金を充てたものです。目1特定健康診査等受託料、これは後期高齢者健診の受診者数が確定しましたので実績に基づき減額するものでございます。次のページをお願いします。歳出でございます。目1一般管理費、節11役務費の共同電算委託手数料につきましては、来年3月からマイナンバーカードにより医療機関等の窓口での資格確認ができるオンライン資格確認が開始される予定となっておりますがそのための国保連合会の情報集約システム等に要するものでございます。節12委託料システム改修委託料は調整交付金のシステム改修に係る委託料でございます。目2退職被保険者等医療給付費分節18負担金補助及び交付金、退職被保険者等医療給付費分の給付費分納付金これは平成30年度の納付金額の確定に伴うものでございます。目1特定健康診査等事業費節12委託料、特定健康診査委託料につきましては、歳入で説明いたしました後期高齢者健診等の受診者数が確定したため、減額するものでございます。給与費明細につきましては10ページに記載しております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第10 議案第56号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第56号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第56号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119億3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,596万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは、議案第56号について御説明いたします。予算書2ページを引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。番号1の指定事業者台帳システム賃借につきましては、介護サービス事業所からの請求情報との突合審査を行うため、県国保連合会と同じシステムを利用するものでございます。次に、地域支援事業訪問型サービスA業務は総合事業の1業務で、訪問サービスの提供により利用者の状態把握を適切に管理するものでございます。次の地域支援事業通所型サービスA業務におきましては、通所サービスの中で利用者の状態維持と把握を適切に管理するものでございます。

地域支援事業配食サービス業務は、非課税世帯の総合事業対象者と要支援1及び2の方に対する配食により、まず栄養改善と自立した日常生活の支援を行うことを目的とした業務、事業でございます。第1号介護予防支援事業業務は、要支援1または2に判定された方に対しまして、介護予防生活支援総合事業に係るケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所に委託するものでございます。指定介護予防支援事業業務は、要支援1または2に判定された方に対しまして、要介護状態への移行を予防するための介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託するものでございます。地域包括支援センター時間外対応業務につきましては、電話等による夜間、休日の相談や問題を関係機関へつなげるなど時間外に発生する相談業務の充実を図るものでございます。最後に、任意事業食の自立支援事業業務は、非課税世帯の要介護者に対し、食生活の改善を図りながら、在宅での生活支援と見守りを行うことを目的に委託するものでございます。8ページをお願いいたします。歳入になります。目3介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金。介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金につきましては、保険料改正認定ソフトバージョンアップなどのシステム改修経費に対する2分の1の国庫補助金でございます。目4保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金は、交付決定額による増額でございます。次の目5の保険者機能強化努力支援交付金。節1保険者機能強化努力支援交付金につきましては、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、新たに創設された交付金でございますが、地域支援事業、介護予防や健康づくり等に資する取り組みに対して交付されるものでございます。下の枠、目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として調整をするものでございます。次のページをお願いいたします。歳出になります。目1一般管理費、節12委託料、介護保険システム改修委託料につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。3枠目、目1介護予防生活支援サービス事業費は、歳入で説明いたしました国庫補助金の財源更正となります。2枠目の目1介護認定審査会等費、最下段の目1地域包括センター管理費、目2包括的支援事業費、次ページ目4社会保障費充実分事業費につきましては、人事院勧告によります給与改定に伴うものとなります。給与費明細につきましては11ページ以降に掲載しているとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） すいません。当初の説明で間違いがありましたので訂正いたします。途中第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万3,000円を、119億と読みましたので、119万3,000円の間違いでございました。訂正いたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 先ほど一般会計でもちょっと触れましたが、債務負担行為の件でございます。現在、第8期の介護保険事業計画の策定中かと思いますが、債務負担行為で、来年度以降の予算を事業費を計上するときですね。この事業費の計上の根拠と今現在策定中である介護保険事業計画との整合性、その付近は、何かこの債務負担行為でここで上げるということは、矛盾をしている、矛盾というかそのタイミング的におかしいんじゃないか。ここで債務負担行為で事業費が、事業量が確定というか、見込みがついているのであれば、事業計画はどうなるんだというような矛盾点が出てくるというふうに私は理解しております。先ほどの一般会計で申し上げたのは全体論でございますが、ここに個別の案件でありますということも出てまいります。その点について、ちょっと御見解をいただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） ただいま今第8期の計画を立てているところでございます。今現在、計画の過程ではございますが、その数値に関しましては、ほぼ前年度同様の事業費になるのではというふうな

推測ができておりますので、今回、計上させていただいております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。事務的にですね。そういうお答えをいただくしかないというふうに、思っております。ここでそれを追及するつもりはございません。要するに繰り返しになりますが、債務負担行為にしる、何にしる単年度主義の予算編成の例外規定であるということでもありますので、必要やむを得ずですね。やることをあれですけど、今回のこの債務負担行為もですね。すべて実質単年度ですね。年度をまたぐ、年度当初から契約するために債務負担行為を上げているだけでありますから、その付近の事務手続を円滑にするためであればですよ。可能なものは、先ほど言いました長期継続契約で、十分対応できる部分であるというふうに私は思います。そして、先ほど言いました今回のケースは特に事業計画を策定中であるときにですね。あえてこのタイミングで、翌年度以降の予算を確定・決定する債務負担行為制度をとるのは、どうしても私はそこに何か矛盾があるような気がしております。ですから、これは私の見解でございますから、先ほど総務課長からございましたいろんな問題もあるからということでございますが、この付近まだ検討してもいい余地があるんじゃないかというふうにですね。私はどうしても感じております。そういうことで、今後の御検討ということで、できましたらお願いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。御指摘ありがとうございます。私も、そのところまだ勉強不足なところがありますが、今、小谷議員の説明で、大体よく理解ができました。そのところですね。また、課内で、役場内で、よくまた1回検討したいと思います。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時48分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### **日程第11 議案第57号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第57号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第7号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第57号令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第7号について提案いたします。第1条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、議案第57号について御説明いたします。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費用、補正前の額、3億8,796万9,000円。補正額513万円の減、計3億8,283万9,000円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,109万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,980万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,128万7,000円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款資本的支出、補正前の額3億524万8,000円。補正額4万4,000円の減、計3億520万4,000円。3ページをお願いいたします。第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調書で説明させていただきます。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費補正前の額3,591万5,000円、補正額17万4,000円の減、計3,574万1,000円、詳細につきましては16ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。目の最下段、1目予備費、節1予備費、予備費につきましては、当初予算で400万円を計上し、7月豪雨災害の応急復旧に要する費用を見込みまして、専決処分で700万円を追加計上したところでございます。その後、燃料費、修繕費等に充用いたしまして、現在の残高が962万7,000円となっております。本復旧予算につきましては、予備費ではなく別途補正予算で計上するという町の方針に従いまして、現予算、現時点で予備費充用額が確定しておりますので今回の補正につきましては、おおむね当初予算額を残すようにしまして500万円を減額するものでございます。6ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から2行目の資金増加額1,612万7,000円。7ページ最上段の資金期末残高5億443万2,000円となる見込みでございます。8ページをお願いいたします。8ページから11ページにかけては、給与費明細となっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。12ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。令和3年度当初から業務が発生することから、年度内に契約事務を行う必要があるために計上するものでございます。水道施設、監視システム情報配信サービス業務は、町内16カ所の水道施設の監視情報システムの管理を行うものでございます。自家用電気工作物保安管理業務は、町内13カ所の浄水施設の電気工作物の点検、維持管理を行うものでございます。水道台帳システム保守業務は、水道の管路情報をシステムで管理するものでございます。総合行政システムサポート及び機器保守業務は、水道事業企業会計システムの保守、サポートを行うもの及び水道メーター検針用機器の保守業務を行うものでございます。総合行政システム貸借は、水道事業企業会計システムの貸借を行うものでございます。13ページをお願いいたします。13ページから15ページにかけては、令和2年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。13ページ最下段の資産合計と15ページ最下段の負債資本合計は、ともに46億1,792万427円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第57号を採決しま



す。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第58号

◎議長(徳永 正道君) 日程第12、議案第58号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第58号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第4号について提案いたします。第1条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計の補正予算第4号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(林 敬一君) はい。それでは議案第58号について御説明いたします。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算、第3条中、「なお、特別損失中災害復旧費473万4,000円の財源に充てるため、企業債160万円を借り入れる。」を「なお、特別損失中災害復旧費510万円の財源に充てるため、企業債170万円を借り入れる。」に改める。第2項、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益、補正前の額6億4,652万2,000円、補正額31万2,000円。計6億4,683万4,000円。支出、第1款下水道事業費用、補正前の額5億8,803万2,000円、補正額38万5,000円、計5億8,841万7,000円。3ページをお願いいたします。第3条、予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ409万5,000円及び2,926万3,000円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ924万8,000円及び64万9,000円である。」に改める。この未収金及び未払金につきましては、本年度から企業会計に移行しまして、本年3月定例日におきまして予定開始貸借対照表として提出したところでございます。その後決算の確定により変動が生じた科目については数値を置きかえ、今回開始貸借対照表として確定させたことに伴いまして、未収金及び未払金の金額が確定したものでございます。第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおり定める。詳細につきましては、別途調書で説明させていただきます。第5条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。起債の目的、地方公営企業災害復旧事業、補正前の額160万円、補正額10万円。計170万円。4ページをお願いいたします。第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額2,674万6,000円。補正額4万1,000円の減。計2,670万5,000円。第7条、予算第9条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億3,535万4,000円と定める。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億3,538万6,000円と定める。」に改める。詳細につきましては17ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、3目国庫補助金、節1突貫下水道国庫補助金ですが、7月豪雨災害により被災しました深田植の里区のマンホールポンプ制御盤について11月に災害査定を受けました結果、事業費が増となったことに伴いまして、国庫補助金も28万円の増となったものでございます。補助率は3分の2で算出しております。次に、5目他会計補助金、節1突貫下水道他会計補助金でございますが、一般会計補正予算の中で説明いたしました、職員の児童手当1名分の増に伴いまして、総務省が示しております地方公営企業繰出金通知に基づき児童手当の経費に係る繰出金を増額するものでございます。19ページをお願いいたします。目の3行目、4目災害による損失、節1災害による損失、災害復旧事業費でございますが、収入で説明しました深田植の里区のマンホールポンプ制御盤の災害査定の結果、事業費が510万円となりまして3

6万6,000円の増となったものでございます。7ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額4,368万8,340円。最下段の資金期末残高7,914万4,681円となる見込みでございます。8ページをお願いいたします。8ページから11ページにかけて給与費明細となっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。12ページをご覧いただきたいと思ひます。債務負担行為に関する調書でございます。マンホールポンプ維持管理業務は、町内に46カ所設置している下水道マンホールポンプの維持管理を行うものでございます。草津山地区浄化槽維持管理業務は、古草城区内の旧草津山区に設置されている簡易排水処理施設、浄化槽の維持管理を行うものでございます。施設監視システム情報配信サービス業務は、町内11カ所のマンホールポンプの監視、情報システムの管理を行うものでございます。総合行政システムサポート及び機器保守業務は、下水道企業会計システムの保守サポート及び検針用機器の保守業務を行うものでございます。総合行政システム賃借は、下水道の企業会計移行に伴いまして、独立した企業会計システムの賃借を行うものでございます。ストックマネジメント管理システム使用料は、下水道管路等の台帳システムの使用料、サポート料となっております。13ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町下水道事業開始貸借対照表でございます。元年度の打ち切り決算が確定したことに伴い、2年度の開始時点における貸借対照表が確定したものでございます。15ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。15ページ最下段の資産合計と16ページ最下段の負債資本合計はともに110億6,909万2,530円となっております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第58号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第59号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、議案第59号、令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第59号令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ644万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは議案第59号について御説明いたします。引き続き読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお

願いいたします。債務負担行為です。障害認定用機器賃借、それから職員用端末賃借、いずれも障害認定事務において使用するパソコン賃借と情報端末利用サービスに伴います債務負担でございます。期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。次に8ページをお願いいたします。歳入です。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として調整をするものでございます。次のページをお願いいたします。歳出になります。目1一般管理費でございますが、今回の給与改定に伴います減額となります。給与費明細につきましては、次ページ以降に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

#### **日程第14 議案第60号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、議案第60号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第60号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,585万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは、議案第60号について御説明いたします。引き続き読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。債務負担行為です。番号1の球磨郡介護保険総合ネットワークシステム保守管理業務につきましては、構成9町村のネットワークシステムの保守管理業務でございます。次の球磨郡介護保険ネットワーク用機器賃借は、事務局と各町村用パソコンなどの賃借料となります。更新予定の事務局用パソコンの一部を購入からリースに変えますことから、前年度比12万4,000円の増額となっております。3の職員用端末賃借につきましては、情報端末利用サービスに伴います債務負担でございます。8ページをお願いいたします。歳入です。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として調整をさせていただいたものでございます。次のページをお願いいたします。歳出です。目1一般管理費でございますが、今回の給与改定に伴います減額となります。給与費明細につきましては、1ページ以降に記載しているとおりでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第60号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第15 議案第61号

◎議長(徳永 正道君) 日程第15、議案第61号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第61号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。おかどめ幸福駅売店指定管理者につきまして令和2年10月1日より10月9日まで公募型プロポーザルということで管理者を募集した結果2社の応募がありました。そして審査を10月27日に実施し、プレゼンテーション及びヒアリングの結果、8ページ御手元に届いた通知のように決定しております。施設の名称、あさぎり町おかどめ幸福駅売店、指定管理者、所在地、あさぎり町上西1913番地3。名称及び代表者、株式会社球磨の黒豚、代表椎葉博人、指定の期間、令和3年4月1日より令和8年3月31日まで。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員(7番 豊永 喜一君) 7番です。2社応募のプロポーザル方式というようなことでございますが、その選考過程におきまして、2社の応募があったということでございますが、何が良かったのかということちょっと経緯説明を願いたいと思います。

◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) 審査につきましては、行政側から3名、そして、外部から3名をお願いしたわけですが、外部の方が、当日、1名欠席ということで、5名で審査に当たったわけですが、総評的にはですね。ほぼ点数的にも余り変わらないような状況でしたけれども、総合点数により、この選考結果に出てきたわけです。ですから、何が良かったという具体的なことに関しましてはですね。ちょっと私のほうでは、言えないという状況です。

◎議長(徳永 正道君) 豊永議員。

○議員(7番 豊永 喜一君) くま川鉄道の沿線ということで、現在、被災があつてですね。くま川鉄道あたり運行中止の状態で、今後、売店においても影響がかなりあるんだろうというふうに思いますけれども、その内容について、本来ならば、どういう理由があつたというものをお聞きしたかったわけです。課長は、審査の中には入ってなかったから判らないという意味ですかね。

◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 私も審査の1名になっております。私の個人的な意見になってしまいますので、ちょっとそこには、弊害があるのかなという感じがいたします。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） はい。私もその1人でしたので、たくさんの項目ありましてですね。何が何かというのはたくさんありまして、今課長が言いましたように、総合点数の中で良かったということで、少しの評点科目じゃなくてですね。ですから、全体的にという形でお答えをさせていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第61号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第16 諮問第3号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第16、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は御手元に配付しました意見のとおり適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定をしました。

#### **日程第17 諮問第4号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定をしました。

#### **日程第18**

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願についてを議題とします。本件は令和2年6月定例会において、厚生文教常任委員会に付託した案件であります。本件について委員長報告を求めます。小見田厚生文教常任委員長。

◎厚生文教常任委員長（小見田 和行君） では請願書の報告をさせていただきます。令和2年12月11日、あさぎり町議会議長徳永正道様。厚生文教常任委員会委員長小見田和行。請願審査報告書。本委員会に付託された請願書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第90条の規定により報告します。1 審査事件、令和2年6月9日付託、請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書。1 地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めることを強く求めます。2 地方たばこ税の一部を活用し、事業者が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当することを強く求めます。3 国に対し、貴自治体として地方たばこ税を喫煙場所整備に活用できる全国的な制度の整備を要

望していただくことを強く求めます。審査の概要。令和2年8月3日、委員会開催、説明、質疑、令和2年8月25日、委員会開催、参考人招致、紹介議員招致、説明、質疑、令和2年10月26日、委員会開催、説明、質疑、令和2年11月18日、委員会開催、説明、質疑、審査の結果、1については採択すべきもの、2については採択すべきもの、3については不採択とすべきものに決しました。委員会の意見を述べます。1と2については分煙環境の整備は、望まない受動喫煙防止はもとより、継続的安定税収の確保に資するものであり、公共喫煙場所を充実させることは、たばこのポイ捨てや歩きたばこが減少し、行政・商店街が取り組む環境美化の促進が期待される。そして、喫煙室（場所）や排気設備が進まない事業者を支援することは、改正健康増進法の徹底、無用なトラブルの減少につながるもので採択とする。3については、そもそもたばこ税とは、国・地方たばこ税、使途が明確なたばこ特別税・消費税からなり、今回のたばこ税の改正までぶ懸念があり、請願の採択の要件である「実現の可能性があるか」「近い将来に可能性はあるか」も不明瞭である。また、「町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」の疑問である。よって3は不採択とする。以上報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから本陳情書についてを採決します。この陳情書に対する委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は一部採択とすることに決定しました。

## 日程第19 発議第7号

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、発議第7号、農業用廃ビニール等処理加工施設設置反対に関する要望書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。小見田厚生文教常任委員会委員長。

◎厚生文教常任委員長（小見田 和行君） 発議第7号。農業用廃ビニール等処理加工施設設置反対に関する陳情について発議いたします。発議第7号、令和2年12月11日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会厚生文教常任委員会委員長小見田和行。農業用廃ビニールと処理加工施設設置反対に関する陳情書についての要望書。上記の議案を別紙のとおり会議規則第十条第3項の規定により提出します。提出理由、町にあさぎり町環境美化条例の目的に沿って、町民、事業者、土地又は建物占有者及び町が相互協力し、一体となって廃棄物等のごみの散乱を防止するとともに、環境美化に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、次世代に引き継ぐための指導監督を果たすことを要望するため。農業用廃ビニール等加工施設設置反対に関する陳情書についての要望書を朗読します。農業用廃ビニール等処理加工施設設置反対に関する深田地区環境対策協議会から提出されました陳情書の内容は加工施設建設に向けてのこととなっておりますが、現時点において建設の動きはなく、関連法令を犯す事案は認められません。よってそれを処理する権限は、議会、または執行機関のいずれも有していないものと判断されます。しかし、農業用廃ビニール置き場として造成されている箇所においては、降雨による土砂流出が見受けられ、集積される廃ビニール等に付着している農薬・環境ホルモン等の有害物質の溶出等を起因した地下水、土壌への影響が周辺住民に不安を与えています。悪臭や土壌汚染等による地域住民や周辺環境への配慮においても、当委員会としても賛同

するものです。町はあさぎり町環境美化条例の目的に沿って、町民、事業者、土地または建物の占有者及び町が相互協力して、人吉球磨地域の市町村が一体となって廃棄物等のごみの散乱を防止するとともに、環境美化に努め、清潔で美しい町づくりを推進し、次世代に引き継ぐための指導・監督を果たすことを要望します。以上につきまして、議会として採択していただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま尾鷹町長から議案第63号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第15号についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。議案第63号を日程に追加し追加日程第1として議題とすることに決定しました。

### 追加日程第1 議案第63号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第1、議案第63号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第15号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第63号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第15号について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第15号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,737万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億2,238万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） それでは、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第15号について説明いたします。2ページをお願いいたします。朗読させて説明いたします。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2条地方債補正による。今回の補正は、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費と同じく新型コロナウイルス感染症対策として、町内事業所に非接触型体温計を支給する事業及び社会教育施設の工事請負費について計上するものです。次に5ページをお願いいたします。第2表地方債補正の変更で、2億2,360万円に変更するものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。次に8ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明いたします。歳入です。最上段の枠で目1地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として普通交付税で調整するものです。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは、健康推進課所管分につきまして御説明いたします。同じく8ページの2枠目になります。目3衛生費国庫補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金、10分の10の補助となっております。次のページをお願いします。上の枠になります。目6予防接種事業費、これは新型コロナウイルスの予防接種体制整備に関する事業費を計上いたしております。節1報酬、節4共済費、節8旅費については、会計年度職員の2月分の雇用に係るものでございます。節10需用費、消耗品費につきましては、ワクチンの接種券の用紙等でございます。印刷製本費につきましては、ワクチン接種の接種券や封筒の印刷にかかるものでございます。節11役務費、郵送料、これは接種対象者への案内状、予診表、接種券の郵送料でございます。節12委託料は、健康管理システムの改修委託料でございます。なお、会計年度任用職員の職員に係る給与費明細につきましては、11ページに記載しております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。商工観光課分の説明をいたします。同じく9ページをお願いいたします。二つ目の枠になります。目1商工総務費、節17備品購入費、これにつきましては、コロナ対策の感染防止対策として物品支給ということで事業形態的に3密になりやすい事業所等に、非接触型体温計を1店舗当たり1本支給するという事業です。対象事業所につきましては、飲食店、宿泊業、理容・美容業、エステ業、整体業、療術業、塾等になります。約180店舗分を確保したいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について説明をいたします。5ページです。第2表地方債補正です。先ほど補正第14号で、社会教育施設整備事業を減額することで可決いただきましたが、旧深田保健センター解体工事を増額する必要が出てきたため、補正前限度額に940万円を増額し、2億2,360万円とするものでございます。次に歳入を説明いたします。8ページです。最下段です。目6教育債、節2社会教育施設整備事業債は、旧深田保健センター解体工事の変更により増額するものでございます。歳出を説明いたします。次ページになります。最下段です。目2公民館費、節14工事請負費は、既に発注しております旧深田保健センター解体工事におきまして、新たにアスベスト使用建材が判明しましたので、その撤去費用、処分費が発生するため増額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 以上ですかね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。小出議員質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今後合併町村としての特殊性で、解体事業が多数見込まれるという前提でございますが、それぞれの専門分野が各業者さんあると思いますので、解体という特性を踏まえた業者さん、それ施工業者さんもですが、その事前の設計業者さんも含めてですね、そういった部分あるいは町の体制としてですね、その付近の新たな新たなと申しますか専門性を充実した形、そういったものが必要であると思います。もちろん経費の問題、あるいは人的問題ございますので、その付近課題はあると思いますが、そこあたりの最初申し上げましたどうしても合併町村の特性がありますので、そこはそこで対応が必要かと思えます。その点についての今後の御見解というかその付近をお願いできればと思います。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） はい。今回のことを踏まえましてですね、いろんな角度から検討してまいりたいと思います。担当課でもその旨調査をいたしますし、私ども指名委員会の中でもいろんな調査をしながらですね、今後おっしゃるとおりそういう案件が増えてまいりますので、その辺については十分に進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。



(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。ただいま尾鷹町長から報告第19号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。報告第19号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をしました。

### 追加日程第2 報告第19号

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第2、報告第19号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 報告第19号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 建設課長。

●建設課長(大藪 哲夫君) はい。それでは、報告第19号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。専決第15号、専決処分の根拠につきましては、省略させていただきます。中ほどでございますが、和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1相手方、ここに記載の方でございます。以降につきましては3ページの説明資料により御説明いたします。1当事者(町)町営住宅入居者の方です。2事故の発生状況ですが、令和2年11月8日8時頃、町営住宅入居者で住宅敷地内の除草作業を行ったところ、刈払機で石を飛ばしてしまい、駐車していた相手方所有の車のリアガラスを破損させたものです。3事故の原因は、作業箇所と駐車位置の距離を保てていなかったためでございます。4事故の損害額、相手方車両修理額6万2,700円。5事故の責任割合、町100%。6損害賠償額6万2,700円。7損害賠償金の補填。損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されます。8和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関し、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。なお、示談は12月8日付けで成立しております。9町の対策、町営住宅入居者へ再発防止のため今後の作業は距離を保つように指導を行いました。以上、説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 報告が終わりました。報告第19号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について質疑ありませんか。小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) はい、11番小見田です。ちょっと確認のためお尋ねいたします。今回の場合は町が管理する住宅内の除草作業によって、まあ対物ですよ。車に危害を与えたと。仮にそういう草刈り機、刈払機等を使った場合に、対物でなくて対人に及ぼし被害が出た場合にですね、その場合の責任はどのように今考えておられるんですか。けがとか、悪くいけば死亡事故だってあるわけで、その場合に対

しての補償問題とかということに対しては、明確なものを持たないと、今回のように対物だったからいいってことじゃないですけど、こういうのが対人になる可能性もあるし、我々が今多面的の作業とかする場合においてもその辺のことを十分注意するように言われてるんですけど、その補償保険関係等はどのように今体制をとっておられるのか。それにちょっと確認をしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。全国町村会総合賠償補償保険におきましては、対人関係も補償、補填するようになっておりますので、そのように措置されると思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第10回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

**午後3時46分 閉会**

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月12日

議長 徳永 正道

署名議員 小出 高明

署名議員 豊永 喜一